あつて、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによつて当該情報の内容を閲覧し、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録させることができるものその他の当該者が当該情報の内容を閲覧し、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録するために必要な事項とする。

（電子提供措置事項記載書面に記載することを要しない事項）

第四十八条の四　法第四十八条の十二第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　総会参考書類に記載すべき事項（次に掲げるものを除く。）

イ　議案

ロ　総会参考書類に記載すべき事項（イに掲げるものを除く。）につき電子提供措置事項記載書面に記載しないことについて監事が異議を述べている場合における当該事項

二　計算書類に記載され、又は記録された事項（注記に係るものに限る。）

2　前項第二号に掲げる事項の全部又は一部を電子提供措置事項記載書面に記載しない場合において、監事又は会計監査人が、電子提供措置事項記載書面に記載された事項（計算書類に記載され、又は記録された事項に限る。）が監査報告又は会計監査報告を作成するに際して監査をした計算書類に記載され、又は記録された事項の一部である旨を会員（電子提供措置事項記載書面の交付を受ける会員に限る。以下この項において同じ。）に対して通知すべきことを理事に請求したときは、理事は、その旨を会員に対して通知しなければならない。

［条を加える。］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（信用協同組合及び信用協同組合連合会の優先出資に関する内閣府令の一部改正）

第四条　信用協同組合及び信用協同組合連合会の優先出資に関する内閣府令（平成六年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（申込みをしようとする者に対して通知すべき事項） **第五条**　法第九条第一項第八号に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一　［略］ 二　電子提供措置（法第四十条第四項に規定する電子提供措置をいう。以下同じ。）をとる旨の定款の定めがあるときは、その規定 三　定款に定められた事項（法第九条第一項第一号から第七号まで及び前二号に掲げる事項を除く。）であって、当該組合に対して募集優先出資（法第六条第一項に規定する募集優先出資をいう。）の引受けの申込みをしようとする者が当該者に対して通知することを請求した事項 （議決権行使書面） **第二十一条**　［略］ 2　［略］	（申込みをしようとする者に対して通知すべき事項） **第五条**　［同上］ 一　［同上］ ［号を加える。］ 二　定款に定められた事項（法第九条第一項第一号から第七号まで及び前号に掲げる事項を除く。）であって、当該組合に対して募集優先出資（法第六条第一項に規定する募集優先出資をいう。第七条第二項第二号において同じ。）の引受けの申込みをしようとする者が当該者に対して通知することを請求した事項 （議決権行使書面） **第二十一条**　［同上］ 2　［同上］